

## 第4章 緑のまちづくりの施策

### 基本方針 1 緑の中で健康的に暮らせるまちづくりの施策（健康）

#### 施策① 都市公園等の整備

- ・土地区画整理事業などにより、身近な緑豊かな公園整備を進めます。
- ・公園の整備や改修を行う場合には、ワークショップ等を行い、施設の内容を地域住民と協働で検討し、既存ストックの活用や質の改善などにより、公園の魅力を高めていきます。

#### 施策② 農地の有効活用

- ・農地は機能の維持を基本とし、休耕地については、農地としての活用を促進します。
- ・地域住民が農業者の指導や協力を仰ぎながら農とのふれあいや収穫の喜びが感じられるように、市民農園としての活用方策を検討します。
- ・農業者と地域住民が一緒になって農地保全や活用に取り組めるように、農業体験や交流の場の機会を設け、農業への理解と関心の向上を働きかけます。
- ・農地の一時的な利用として、コスモスなどの景観作物による活用を継続します。
- ・生産緑地所有者には、引き続き適切な生産緑地の管理を依頼します。

#### 施策③ ウォーキングコースの有効活用

- ・ウォーキングコースに隣接する公園などにはベンチや休憩施設、健康遊具などを整備することにより、憩いの空間づくりやウォーキングをしながら気軽にスポーツを楽しんだり、健康づくりや体力づくりができる環境整備を進めます。
- ・ウォーキングコースに隣接するため池や樹林では、案内板の設置や、遊歩道の設置、親水空間の整備などにより、多様な自然環境とふれあえる環境づくりを進めます。

#### 施策④ 身近な緑の空間の創出

- ・山辺の散歩道を市民との協働により保全し、身近な緑の空間の創出に努めます。
- ・放棄された樹林については、動植物の生息・生育空間を確保しつつ土地所有者などと協議し、人と自然の共生空間としての活用を検討します。
- ・小中学校は、市内に概ね均等に分布している大きなオープンスペースであり、これらの校庭にある緑化スペースや学校ビオトープ<sup>5</sup>空間などを保全活用します。
- ・工場や事業所などが所有している緑地や緑化スペースは、事業に支障の無い範囲で自然観察の場や里山空間などとして活用し、地域の身近な緑の空間として開放することの重要性を事業者などに周知していきます。
- ・市街地の中の生物の生息空間が少ないことから、家庭の庭やベランダでの生物の生息空間の再生を促進します。

5 ビオトープ：近年ドイツでつくられた言葉で、「BIO（ビオ）」が「生きもの」、「TOP（トープ）」が「場所」という二つの言葉が合わさってできたもので、地域の野生の生きものが暮らす場所という意味になります。



城山公園前農地のコスモス



山辺の散歩道



矢田川河川緑地

## 基本方針2 水と緑の資産を引き継ぐまちづくりの施策（継承）

### 施策① 自然環境や四季の移ろいが感じられる空間の整備

- ・矢田川は既存の自然環境をできる限り活かしつつ、人と自然が共生し散策しながら季節を感じられる水辺空間を創出するため、特定外来種の駆除や適切な維持管理、案内板や休憩用のベンチを設置するなど、引き続き自然に配慮した整備を進めます。
- ・矢田川はより水辺空間に親んでもらうため、自転車道の整備を進めていきます。
- ・維摩池周辺は豊かな水辺環境であり、西側の広場についても健康遊具などを設置し、憩いの場として整備を進めます。
- ・全国植樹祭の理念を継承し、花の里親や苗木のスクールステイなど、緑を育てることの大切さを持ち続けるような活動の継続を検討します。



矢田川

### 施策② 北部丘陵地などの保全活用

- ・“あいち森と緑づくり事業制度”<sup>6</sup>などを活用し、里山林の手入れや身近な緑づくり、体験学習や緑づくり活動などの支援を検討します。
- ・北部丘陵地などの豊かな樹林地は、本市の自然環境の骨格を形成する貴重な自然であるため、生物多様性に配慮し、市民との協働により保全施策の実施を検討します。
- ・公園愛護会が行う自然観察会等をより周知し、市民に山辺の散歩道の利用を促します。



山辺の散歩道

<sup>6</sup> あいち森と緑づくり事業制度：愛知県において、森と緑の持つ様々な公益的機能の発揮のため、平成21年度から「あいち緑づくり税」を導入し、その税収等により、森林、里山林、都市の緑を整備保全する取り組みのこと。

### 施策③ CO<sub>2</sub>排出量の削減による地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和

- ・CO<sub>2</sub>の吸収源として緑地の適正な保全に努め、民有地の森林についても適切な保全を啓発します。
- ・北部丘陵地、まとまりのある農地、矢田川、ため池などの緑と水は、ヒートアイランド現象を緩和させるものであることを広く市民に周知し、市民との協働により保全施策の実施を図ります。
- ・既存の街路樹の成長の促進や、緑のボリュームの向上によって涼しく快適に歩ける道路づくりを進めるため、



桜の根上がり対策が必要

根上がり防止対策や植栽基盤の改良、生育空間の確保などにより、街路樹の生育環境の改善を図ります。

- ・公園や緑地において、緑被率が低い箇所については積極的な緑化を行い、適切な維持管理を行います。

## 基本方針3 山辺と川辺の緑がつながるまちづくりの施策（連携）

### 施策① 緑のネットワークの形成

- ・北部丘陵地と矢田川、天神川の緑のネットワークを形成するために道路緑化を進めます。
- ・緑のネットワークに隣接あるいは近隣する公園、ため池、樹林地、保存樹や保存樹林などについては、歩行スペースの確保や道路の美装化、案内サインの設置、街路灯や防犯灯の設置などにより、安心して楽しく歩ける歩行環境づくりを検討します。
- ・市内に点在する豊かな社寺林は、地域の身近な緑の資産であり、これらの社寺林と周辺の河川やため池、公園や緑地、歴史的な資源、ウォーキングコースなどを街路樹や、民有地緑化などにより緑のネットワーク化を進めます。



民有地の緑



シンボリックな緑



市民プール南側の  
まとまりのある樹林地



矢田川沿いの社寺林  
(一之御前神社)



多度神社の豊かな緑



八幡神社の豊かな緑

### 施策② 生物多様性を支えるネットワークの形成

- ・既存の樹林地の保全を図る際には、緑量や自然地の空間の確保だけでなく、生物にとって良好な生息・生育空間となるよう、樹林地の管理や近隣の河川やため池などとあわせて質の向上を図ります。
- ・本市はあいち生物多様性戦略 2020（平成 25 年 3 月）の東部丘陵エリアに含まれ、丘陵地に分布する湧水湿地の保全や、大学や学校との協働や、公共施設での生物の生息生育空間の保全・再生を図ります。



矢田川を泳ぐ水鳥

## 基本方針4 安全・安心を緑が支えるまちづくりの施策（防災）

### 施策① 道路整備に合わせた街路樹の植栽及び既存樹の管理

- ・新設する道路については、できる限り延焼の抑制などに効果のある街路樹の植栽を行います。
- ・既存の街路樹については、生育状況を確認し良好な生育環境（土壌改良、施肥など）を創出し、緑のボリュームの向上に努めます。



緑豊かな歩道空間



高木と低木の緑化



ボリュームのある緑

### 施策② 公園緑地における安全確保と防犯対策の強化

- ・公園内の見通しの確保や樹木の適切な維持管理などにより、安全面と防犯対策の強化を図ります。
- ・公園施設の安全確保のために定期的な安全点検を継続するとともに、公園施設長寿命化計画<sup>7</sup>の策定を検討します。

<sup>7</sup> 公園施設長寿命化計画：都市公園の公園施設において、今後進展する老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図る観点から、適切な施設点検、維持補修等の予防保全的管理の下で、既存施設の長寿命化対策及び計画的な改築・更新を行うことを目的として作成するものです。



城山公園

### 施策③ 都市公園等における防災機能の充実

- ・新設及び既存の都市公園等については、必要に応じて防火用水の確保、備蓄倉庫、耐震性貯水槽などの災害対策機能の充実を図ります。

### 施策④ 安全対策上必要な樹林地などの保全

- ・土砂流出、土砂崩れなどの防止や火災時の延焼抑制となる樹林地については、所有者等に保全の必要性を周知し、樹林の保全を図るよう働きかけます。
- ・洪水調整機能を有するまとまりのある農地については、保全を図ります。



ため池沿いの豊かな樹林



北部丘陵地の豊かな樹林



矢田川左岸の川辺の緑

## 基本方針5 ともに緑を支えるまちづくりの施策（協働）

### 施策① 緑に関わる市民活動などへの支援

- ・行政は、市民や事業者による緑に関わる活動を支援するように努め、現在行っている助成及び支援制度の拡充を検討します。
- ・緑に関わる市民活動に対して、広く情報提供を行い、併せて効果的な方法を検討します。
- ・スポットガーデン、オープンガーデンなどの活動を広く市民に周知し、緑のスポットを点から面（地域）へと広げ、地域ごとに特色ある緑のまちづくり活動や検討を支援します。



矢田川での階段の補修



矢田川での水質調査



スポットガーデン

### 施策② 緑に関わる情報提供及び人材育成

- ・緑に関する人材発掘を実施し、適任者の派遣を実施する仕組みづくりを検討した上で、緑と人をつなぐコーディネーター役を地域に派遣するよう、努めます。
- ・高齢者の方の庭木や生け垣などの維持管理を行うための、ボランティアを養成するための講座の開催を検討します。
- ・緑化イベントなどの開催や、戸建住宅、事業所などを対象とした魅力的な緑化手法などを紹介し、緑化意識の啓発を図ります。
- ・公共施設、大型商業施設、工場などの緑化を進めるために、緑化マニュアルやパンフレットによる情報発信の必要性を整理し、作成を検討します。
- ・「みどりの少年団」の活動を支援し、活動内容などの充実を働きかけます。

### 施策③ 身近な緑の活用促進

- ・街区公園やちびっ子広場などについては、地域住民との意見交換会や勉強会により地域のニーズにあった公園などに再生を図ります。
- ・ため池や樹林地は、地域住民との協働により自然観察や里山林として保全活用することを検討します。
- ・公園愛護会が行うウォーキングや自然観察会などのイベントをより広く周知し、支援します。また、公園の更なる魅力向上を図るため、公園の利活用促進について検討します。

### 施策④ 住宅における暮らしを豊かにする緑化の推進

- ・戸建住宅では花や実、紅葉など、四季の移ろいが楽しめる緑化、マンションなどの共同住宅では、建物周辺の緑化や身近な緑が楽しめるベランダなどへの緑化、道路を歩く人も楽しめる沿道緑化を働きかけます。  
働きかけに当たっては、緑が楽しめる緑化パンフレットづくりを検討します。
- ・緑豊かな地域づくりを進めるために、条例や地区計画制度などにより、緑に関わるルールづくりを検討します。

## 第4章 緑のまちづくりの施策

- ・現在本市が行っている「生垣設置助成」や「住宅取得記念植樹引換券の贈呈」についても継続して実施し、今まで以上に利用されるよう、市民への周知方法や制度の改善を検討します。
- ・市の花であるひまわりの種子の配布や、イベント時の苗木の配布を継続して行い、植物を育てる楽しさを感じてもらい、民有地の緑化を推進します。



民有地の緑化



緑豊かな住宅地



緑豊かなまちかど

### 施策⑤ 工場や事業所などの緑化の推進

- ・工場や事業所などの施設は、敷地外周や駐車場の緑化、屋上緑化などを進めやすいよう地域の緑としての貢献などによる制度の創設を検討し、ヒートアイランド現象の緩和や地域の緑として貢献するよう働きかけます。



学校給食センターの屋上緑化



建物外周の緑化



建物外周の緑化

## 基本方針6 緑で都市のイメージを高めるまちづくりの施策（個性）

### 施策① 駅前広場及び周辺の緑視率の向上

- ・印場、旭前、尾張旭、三郷の各駅では、駅を出た際の緑視率（次頁参照）が25%以上となり、市民及び来訪者が「緑豊かな空間」と感じられるように、立体花壇、フェンス緑化、地被植栽、高中木植栽の補植などによる緑視率の向上を図ります。
- ・駅前ロータリーで活動しているボランティア団体への支援をより積極的に行い、市民と協働して緑化活動の充実を図ります。
- ・印場、旭前、尾張旭の各駅では、継続して市民によるフラワーポットの緑化を実施し、三郷駅は今後まちづくりが進む中で誘導していきます。
- ・各駅前広場だけでなく、駅周辺においてもベランダ緑化、壁面緑化、建物外周植栽などを働きかけ、駅周辺が緑豊かな空間となるよう努めます。



印場駅



旭前駅



尾張旭駅



三郷駅

【緑視率】

参考

国土交通省では、都市の緑の景観・心理的効果を検証するために、東京都心の再開発地区で都市の緑量と心理的効果の相関関係を解析する社会実験調査を行いました。

調査結果より、以下のことが示されています。

- ・緑視率が高い場所（25%以上）ほど、その場所について「安らぎのある」「さわやかな」「潤いのある」と感じる人の割合が高い。
  - ・都市の緑は、人々をひきつける効果（商業施設などにおける集客効果につながるもの）が期待されている。
- ※資料：都市の緑量と心理的効果の相関関係の社会実験調査について  
（国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課 緑地環境推進室）平成 17 年 8 月 12 日 記者発表資料

尾張旭駅北口に降り立ち、最初に目に入る景色の緑視率を計測すると平成 22 年度では、約 10%でしたが、令和元年度では約 9%となり、約 1%の緑視率が減少しましたので、緑視率の向上が必要であると考えます。



■当初計画（平成 22 年度）緑視率 約 10%



スロープ設置により  
低木を撤去

■中間年次（令和元年度）緑視率 約 9%



■舗装の芝生化や、壁面緑化、高木植栽などで緑視率を約 25%にした場合（参考イメージ）

市内の他の地域でも緑視率を算出してみました。

緑視率が高い場所は安らぎ感やさわやか感、潤い感が感じられます。

※緑の基本計画の「緑視率」とは、撮影した写真の中に占める緑の割合を示しています。



■緑の多い空間（約 55%）



■緑の豊かな商業地（約 50%）

### 施策② 公共施設の緑化の推進

- ・公共施設の緑化を推進し、市民、事業者のお手本となるように多様な緑化手法を検討するとともに、市民へ情報提供しながら緑化推進を広げていきます。



新池交流館・ふらっとの駐車場緑化



市役所の緑のカーテン



保健福祉センターの緑のカーテン

### 施策③ 公園、ため池、農地、樹林などの一体的活用

- ・公園、ため池、農地、樹林などが連なる区域については、一体的な活用を図り、各区域において、ため池や農地、樹林などが持つ個々の特性を活かしながら、連携した緑豊かな空間づくりを進めます。
- ・濁池については、市民との協働により環境に配慮した活用を検討します。また、平池については、尾張旭駅に近接している貴重な水と緑の空間であり、緑被地の増加や、周辺の桜並木を活用した整備を検討します。



濁池



平池



維摩池

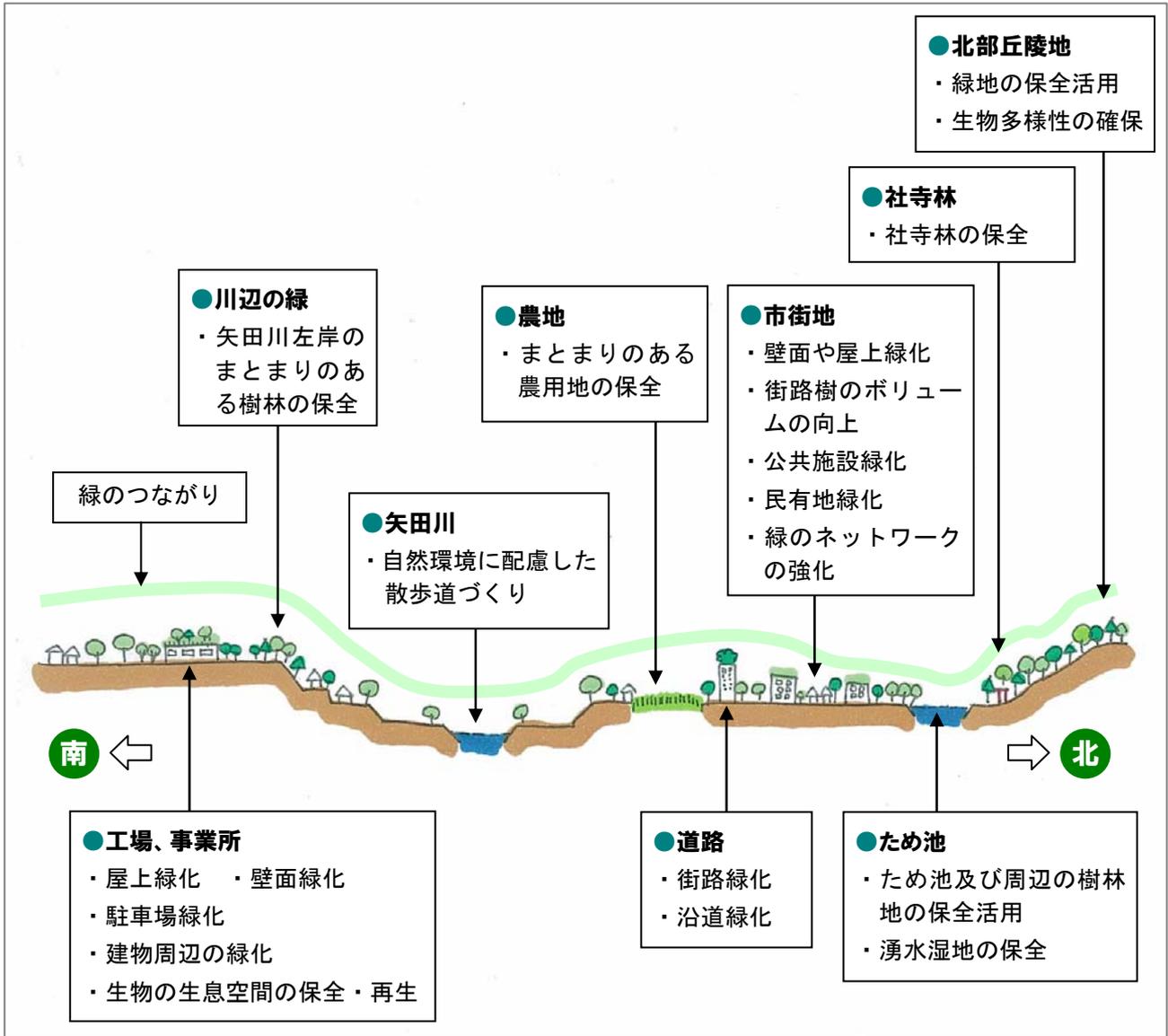
### 施策④ 眺望点及び周辺環境の整備

- ・御嶽山や、猿投山、瀬戸方面の山並み景観は本市の特徴のひとつであり、これらが眺望できる場所を眺望点としてベンチや山並みの案内板などの設置を検討します。
- ・眺望点となる場所周辺に樹林地などがある場合は適切な維持管理を働きかけ、それらの緑と山並みが重なり合うように、また、眺望の妨げとならないように配慮します。



瀬戸方面の山並み

図：計画の実現に向けてのイメージ図



図：建物を活用した緑のつながりのイメージ図

